

二級河川宇多川水系河川整備計画

松薫る緑豊かなふる郷にめぐみの流れいつまでも
～明日に飛躍する活力の源として～

令和8年3月

福島県

目 次

第 1 河川整備の目標に関する事項	1
1. 流域の概要.....	1
(1) 流域の概要.....	1
(2) 治水事業の変遷.....	7
(3) 利水の変遷.....	9
2. 河川整備計画の目標.....	10
(1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	11
(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	13
(3) 河川環境の整備と保全に関する事項.....	14
3. 計画対象期間及び対象区間.....	15
(1) 計画対象期間.....	15
(2) 計画対象区間.....	15
第 2 河川の整備の実施に関する事項	16
1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに該当河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	17
2. 河川の維持の目的、種類、施行の場所.....	19
(1) 河川の維持の目的.....	19
(2) 河川の維持の種類、施行の場所.....	19
(3) 災害復旧及び局所的な対応（流域治水型の災害復旧）.....	22
3. その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項.....	23
(1) 河川情報の提供に関する事項.....	23
(2) 地域や関係機関との連携に関する事項.....	24

第1 河川整備の目標に関する事項

1. 流域の概要

(1) 流域の概要

ア. 流域

宇多川はその源を霊山（標高825m）付近に発し、東流して宮城県丸森町を経て松ヶ房ダムに流入する。その後、阿武隈山地東縁の溪谷にて玉野川と合流し相馬市の市街地中心部を貫流した後、松川浦を経て太平洋に注ぐ流域面積106.3km²、法河川延長42.6km（福島県：38.7km、宮城県：3.9km）の二級河川である。その流域は福島県相馬市と宮城県丸森町の1市1町にまたがり、流域内人口は約4千人である。

当該流域は太平洋型気候を示し、豪雨は梅雨期及び台風期に多く発生している。流域の年平均降水量は約1,320mm、平均気温は約14℃である。



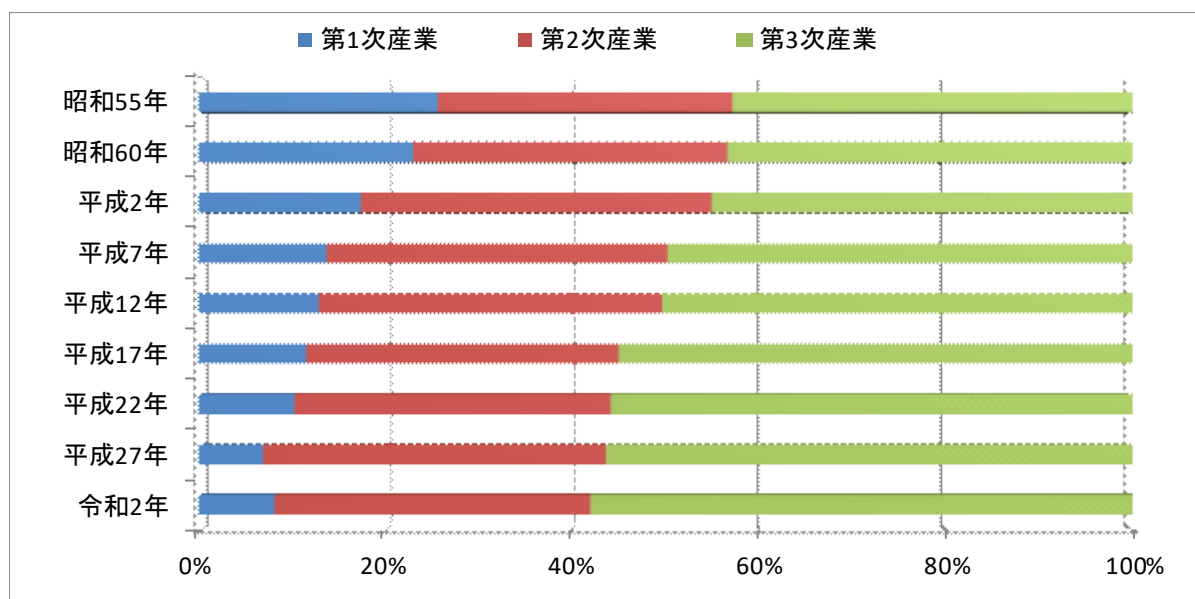
図－1 宇多川流域概要図

イ. 社会環境

流域の産業としては、下流部の相馬市では人口の約58%が第3次産業に携わっており、次いで第2次産業が約34%、第1次産業の占める割合は約8%となっている。

河口部の松川浦では海苔やアサリの養殖等の内水面漁業が盛んに行われている。また、中流域には宇多川を要害として築造された福島県指定史跡の中村城跡、国指定重要文化財の相馬中村神社本殿等数々の歴史的資産が点在している。中村城下町は宇多川の水資源を活用しながら発展し、近代以降も特徴ある地場産業や相馬野馬追のような伝統文化が受け継がれている。相馬中核工業団地は整備が完了して供用されており、雇用の創出等の経済活性化効果を地域に与えている。また、上流部の宮城県丸森町では、農業を中心とした第1次産業を営む集落が点在している。

流域の主要交通網としては、相馬市の中心街が位置する下流部において、国道6号、JR常磐線が市街地を南北に縦断し、浜通り地方の市町村を結ぶ主要な幹線として機能している。常磐自動車道は平成27年3月1日に全線開通し、一部区間で4車線化の事業許可がなされており、今後、相馬市中心街において市街化が一層進むことが予想される。また、相馬福島道路は東日本大震災を契機に復興支援道路として自動車専用道路のバイパスが令和3年4月24日に全線開通した。常磐自動車道と東北自動車道がつながったことにより、相馬市と福島市をつなぐ主要路線となっている。



図－2 相馬市の産業別就業人口割合の推移

ウ. 自然環境

相馬市は、阿武隈山地（南北約 170km、東西約 50km）北縁の東側に位置し、その山麓から東走する支脈が、いくつかの段丘面を形成している。

霊山にその源を発する宇多川水系は、ここを東流し、現在の相馬市の中心となる扇状地、沖積平野を形成して松川浦に注ぎ込んでいる。最下流部は、日本百景で知られる松川浦県立自然公園に指定されており、美しい自然環境を有している。

上流域は、山間部を流下し、沿川はスギ等常緑針葉樹の植林やコナラ群落を中心とした森林に囲まれている。最上流区間では、カスミザクラコナラ群落が見られ、豊かな森林環境となっている。

上流域の河道は、自然河道となっており、川幅は狭く、河床には巨石が分布し、カジカ大卵型等の魚類が生息している。また河畔には種々の広葉樹の繁茂が見られ、その木陰は水生生物の隠れ場となっている。



写真－1 宇多川上流部（荻平橋下流）

堀込河道¹から沖積平野へと遷移した中流域は、河川の左右岸に水田等が広がり、目立つた木本類は見られない。また、中流域では宅地が宇多川沿いに形成されている。

中流域の河道は川幅が広く、高水敷²の水際は土砂や植生となっている区間が多い。河床は砂礫であり、砂州が形成された箇所には草本類が繁茂している。これらの箇所には、砂州の分布と相まって緩やかな流れの平瀬が形成され、ウグイやアユやスナゴコマツカ、ヒガシシマドジョウ、カジカ大卵型等の魚類が生息している。



写真－２ 宇多川中流部（宇多川橋上流）

¹ 堀込河道：河川の背後地が河川堤防高またはそれ以上の地盤高がある場合の河道形状。

² 高水敷：常に水が流れる低水路（ていすいろ）より一段高い部分の敷地で、洪水によって水位が高くなった際に水が流れるところ。

下流域は、沖積平野となっており、国道6号バイパスより下流では、北側を流れる小泉川と近接する。主に左岸側は市街地が広がっており、市街地部より下流区間は左右岸ともに水田として利用され、のどかな田園風景が広がっている。

下流域の河道は、コンクリートブロック等による護岸³が整備され直線的であるが、河道内や法面にはヨシなどの草本類が繁茂している。また、流れの緩やかな平瀬や堰による湛水区間があり、ヨシなどが繁茂する砂州が形成されており、ゆったりとした流れには、春にはマルタやシロウオが産卵のために遡上してくる。また、河川と隣接する水田は、サギ類が生息する良好な場となっており、ダイサギやコサギ、アオサギなどが多数見られる。



写真－3 宇多川下流部（国道6号橋上流）

宇多川河口に位置する松川浦は、淡水と海水が混ざる汽水域にヨシ原が形成される独特な環境を有しており、ハマツナ等の植物、マハゼやスズキ等の魚類、エサキアメンボ等の昆虫が生息している。



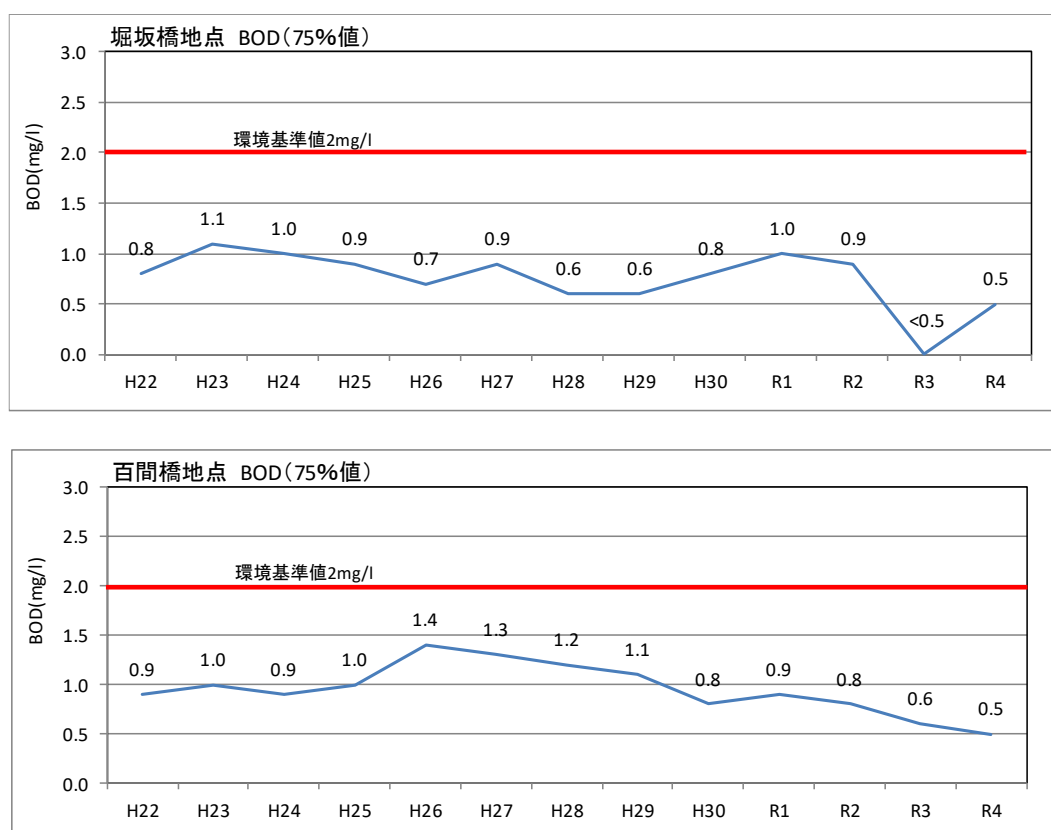
写真－4 宇多川下流部（河口部）

なお、文献等においては、上流域にエゾウグイやモリアオガエルが、中流域にトウキョウダルマガエル等の重要種の生息も報告されている。

³ 護岸：流水等に対し、堤防の保護や河岸侵食の進行を防止することを目的に、設置されている施設。

宇多川の水質は、清水橋より上流を河川 A 類型、その下流も河川 A 類型として水質環境基準類型指定を受けており、環境基準点は上流が堀坂橋地点、下流が百間橋地点となっている。

水質汚濁の指標である BOD (75%値)⁴の近年 (平成 22 年～令和 4 年) では、上流の堀坂橋地点、下流の百間橋地点共に基準を満足していることから、水質は概ね良好な状況にあるといえる。



図－3 宇多川水質の経年変化

⁴ BOD(75%値)：主に河川の水質汚染度が示す指標。年間を通して4分の3(75%)の日数は、国が定める基準値を超えないBOD値を示すもので、BODの環境基準に対する適合性の判断を行う際に用いられる。

(2) 治水事業の変遷

宇多川水系の河川改修工事としては、国道6号から河口までの両岸堤防が概成しており、平成3年度から国道6号より上流の相馬市街地区間で河川改修が進められている。

近年における宇多川流域の水害としては、昭和61年8月、平成元年8月の豪雨による被害が記録されている。昭和61年には、被害家屋約420棟、被害総額約3億7千万円、平成元年には、被害家屋約710棟、被害総額約6億4千万円におよぶ被害が発生しており、特に上流部の農耕地、下流部の市街地における被害が甚大である。更に、令和元年東日本台風(台風第19号)による洪水では、被害家屋約2,760棟の甚大な被害が発生している。

このようなことから、既往水害及び周辺地域の都市化による流域内資産の増加を考慮し、家屋を浸水被害から守るべく、治水安全度⁵の向上を図っていくことが必要である。



あみだどう
阿弥陀堂



きたきせきなし
北木関無



にしやま
西山

写真-5

令和元年東日本台風(台風第19号)洪水状況

表-1 宇多川における主要洪水の降雨量、最大流量

発生年月	洪水発生要因	相馬観測所(気)			中村観測所
		最大時間雨量(mm)	総雨量(mm)	降雨継続期間	最大流量(m ³ /s)
S61.8	豪雨	39.0	312.0	8/4~8/5	383.0
H1.8	豪雨	22.0	89.0	8/6	617.0 (≒700)
R1.10	台風19号	31.5	270.5	10/11~10/13	-

⁵ 治水安全度：洪水に対する河川や地域の安全の度合いを確率で表したもの。治水計画を策定する際、将来的に被害が発生しないよう整備するための目標となる安全度を指します。

表一 2 宇多川流域の水害状況（一般資産）

年度	異常気象名	水害原因	水害区域面積(a)			被害家屋棟数(棟)			一般資産被害(千円)		
			農地	宅地・その他	計	床下浸水	床上浸水	計	一般資産	農作物	計
S61	台風10号及び豪雨 S61.8.2~8.10	無堤高浸水 内水	1,000.0	3,105.0	4,105.0	194	227	421	366,426	2,200.0	368,626
H1	豪雨 H1.7.24~8.7	有堤高浸水 内水	218	3,011.0	3,229.0	410	304	714	636,895	0	636,895
H3	台風第21号、風浪 H3.10.6~10.18	内水	0	44.0	44.0	8	0	8	2,253	0	2,253
H4	豪雨(梅雨、落雷、融雪) H4.6.7~7.24	内水	0	195.0	195.0	93	14	107	57,250	0	57,250
H5	台風第11号 H5.8.25~8.28	内水	0	215.0	215.0	91	24	115	65,114	0	65,114
H6	台風第26号 H6.9.27~10.1	内水	0	5.0	5.0	1	0	1	0	330	330
H8	その他の異常気象 H8月日不明	無堤高浸水 内水	0	532.0	532.0	92	6	98	71,501	0	71,501
H11	豪雨 H11.4.23~4.26	内水	0	45.9	45.9	45	6	51	86,747	0	86,747
H11	台風16・18号及び豪雨 H11.9.13~9.25	内水	0	1.8	1.8	3	0	3	2,579	0	2,579
H11	豪雨 H11.10.27~10.28	内水	0	16.2	16.2	17	1	18	18,212	0	18,212
H12	台風3号 H12.7.7~7.9	内水	0	330.3	330.3	334	33	367	584,039	0	584,039
H14	梅雨前線豪雨及び台風6号 H14.7.8~7.12	内水	0	0.9	0.9	1	0	1	856	0	856
H17	豪雨 H17.8.18~8.24	内水	0	0.88	0.88	1	0	1	588	0	588
H18	豪雨 H18.9.26~9.28	内水	0	4.67	4.67	3	0	3	3,434	0	3,434
H18	豪雨 H18.10.4~10.9	内水	0	0.81	0.81	1	0	1	805	0	805
H20	豪雨 H20.4.16~4.20	内水	0	1.2	1.2	1	0	1	925	0	925
H20	豪雨 H20.8.20~8.21	内水	0	8.73	8.73	4	0	4	3,700	0	3,700
H20	8月末豪雨 H20.8.26~9.2	内水	0	8.48	8.5	4	0	4	3,700	0	3,700
H21	台風18号 H21.10.5~10.9	内水	0	3.33	3.33	8	0	8	7,503	0	7,503
H22	その他の異常気象 H22月日不明	内水	0	1.01	1.01	1	0	1	956	0	956
R1	台風19号 R1.10.11~10.15	有堤部破堤等	111,190.0※1	30,700.0※1	141,890.0※1	1,063※2	1,700※2	2,763※2	56,000※3	179,000※4	235,000※3,4

出典(※以外):水害統計(宇多川水系・相馬市の合計値)

※1:相馬市提供(R1.10.25大雨による小泉川水系および日下石川水系と内水氾濫も含む)

※2:相馬市提供(罹災証明書件数、住家と非住家の合計件数)

※3:相馬市提供(②現地調査分の農業用施設ハウス、農業用機械浸水被害、保管中の主食用米水没被害の合計)

※4:相馬市提供(農作物等総額)

(3) 利水の変遷

宇多川は、流域面積 106.3km²、指定区間延長 42.6km の二級河川であり、河川表流水は古くから農業用水として利用されてきている。現在では県営かんがい排水事業による利水施設の統廃合が実施され、また取水施設の整備による松ヶ房ダム（竣工：平成 10 年度）からの用水供給も平成 18 年度から開始されており、更なる安定化が図られた。

なお、平成 10 年度以降は、県で設置する渇水対策連絡会議は設置されていない。



写真－6 松ヶ房ダム⁶

⁶ 写真出典：相双農林事務所 HP 相双の『農村とため池』 憩いルート
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36260a/sosonorin6.html>

2. 河川整備計画⁷の目標

事業を進めるにあたっては施設整備の必要性、緊急性、計画の妥当性について、流域住民の理解を広く求め、限られた河川整備への投資を有効に発揮されるよう、流域内の資産や人口分布、土地利用の動向などを的確に踏まえ、治水効果の発現に向けて順次整備を進める必要がある。

また、宇多川は、市街化が進展した相馬市の中心地域を貫流していることから、河川整備にあたっては洪水を安全に流下させる「治水」の安全度向上が重要な課題である。

加えて、安定した水利用のできる「利水」に配慮しながら、豊かな自然環境を保全し、潤いのある水辺空間を創出する等、バランスのとれた河川事業を進めていくものとする。

このため、「治水」「利水」「環境」の三項目に分けて現状と課題を把握し、整備対象期間内で整備を行う当面の目標を定め、順次整備を実施する。また、住民が水辺に安全かつ気軽に親しめるよう、利用に配慮した水辺空間の創出を図り、親水性の確保を推進する。

なお、計画規模を超える洪水が発生した場合や、整備途上において施設能力を超える洪水が発生した場合においても、浸水被害の軽減を図るため、あらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策を行う「流域治水」の取り組みを推進する。

⁷ 河川整備計画：今後20～30年でどのような川づくりを行っていくかの計画をまとめたもの。

(1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

ア. 現状と課題

宇多川水系では宇多川で昭和 62 年度から平成 2 年度に河川改良事業が実施され、延長約 0.7km が完成区間となっている。また、平成 3 年度～平成 11 年度に小規模河川改修事業、平成 13 年度～16 年度に床上浸水対策特別緊急事業、平成 24 年度からは社会資本整備総合交付金（復興枠）及び河川改良工事（県単）により順次整備が進められてきており、河口から中橋までの区間を全体計画⁸で定めた河道断面が概成している。

また、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、宇多川水系を含む沿岸部一帯は大きな被害を受け、災害復旧工事等が進められた。

しかしながら、令和元年東日本台風(台風第 19 号)により破堤氾濫が複数発生するなど、超過洪水⁹に対する治水安全度の向上が必須であり、河川改修の必要性は高い。

今後、河道改修等によるハード面からの治水安全度の向上を図るとともに、雨量・水位等の情報の提供、避難経路の周知、水防体制の強化などソフト面の対策も併せて実施していく必要がある。

⁸ 全体計画：河川の整備や管理を行うため、長期的な視点に基づき将来の河川整備に向けた上位計画。

⁹ 超過洪水：河川の治水計画において対策の目標として定められた「計画規模」を超える恐れのある洪水。

イ. 目標

本計画は、平成 17 年 7 月に作成した宇多川水系河川整備基本方針¹⁰で定めた目標に向け、上下流・本支川バランスを踏まえた段階的整備を実施することとする。

宇多川については、過去の大規模洪水である平成元年 8 月規模の洪水を安全に流下させることを目標とするとともに、令和元年東日本台風(台風第 19 号)と同規模の洪水に対して、^{えっすい}越水の防止を図るものとする。

なお、平成元年 8 月の降雨（最大流量約 700m³/s）は計画規模の降雨であり、令和元年東日本台風(台風第 19 号)等の計画規模を上回る超過洪水に関しては、浸水被害を最小限に抑えるため、雨量・水位等の情報収集や提供、ハザードマップの作成や地域の^{すいぼうかつどう}水防活動¹¹などの体制強化を支援し、流域治水の考えのもと、流域にかかわるあらゆる関係者と一体となつて減災を目指す。

¹⁰ 河川整備基本方針：河川法第 16 条に基づき定められる河川の長期計画で、治水・利水・環境の観点を考慮し改修目標の基本となるべき方針に関する事項を定める計画。

¹¹ 水防活動：川が増水した時に堤防や護岸を見回ったり、危険なところは応急処置をして堤防を守るなど、水害を未然に防止する活動。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

ア. 現状と課題

宇多川水系の水利用は、主にかんがい用水として利用されており、宇多川においては松ヶ房ダムの他、上流域の相馬頭首工、沼堰頭首工、中流域の愛宕堰、下流域の岩ノ子堰から取水され、支川玉野川においては、上流域の玉野溜池から取水されている。

宇多川の水質は、清水橋より上流を河川 A 類型、その下流も河川 A 類型として水質環境基準類型指定を受けており、環境基準点は上流が堀坂橋地点、下流が百間橋地点となっている。

水質汚濁の指標である BOD (75%値) の近年 13 ヶ年 (平成 22 年～令和 4 年) では、上流の堀坂橋地点、下流の百間橋地点共に基準を満足していることから、水質は概ね良好な状況にあるといえる。

流域内の全体の水利用や流水の清潔の保持、景観、動植物の生息・生育環境の維持・保全等に配慮した合理的な利用推進を図るとともに、流水の正常な機能の維持、最上流部からの水質保全に努める必要がある。

イ. 目標

河川の水利用に関しては、利水関係機関等と連携し適正かつ合理的な利用促進を図る。流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、今後、流況や利水等の河川状況の把握に努め、動植物の生息・生育地の状況、流水の清潔の保持等の観点から調査検討するものとする。

水質に関しては、最上流から河口までの水質保全に努め、良好な水質を維持し、情報の収集、提供を積極的に行い周知することにより、水利用及び水質に対する啓発と意識向上を図り、水利用の適正化、効率化を図る。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

ア. 現状と課題

宇多川水系は、山間部を流下し森林に囲まれる上流域と、扇状地から沖積平野へと遷移する中流域、沖積平野となり市街地を流れる下流域に区分できる。

上流域はスギ等常緑針葉樹やコナラ群落を中心とした森林に囲まれており、最上流区間ではカシミザクラーコナラ群落が見られ、豊かな森林環境となっている。

中流域には目立った木本類は見られないが、砂州が形成された箇所には草本類が繁茂し、緩やかな流れの平瀬が形成され、アユやスナゴカマツカ、ヒガシシマドジョウ等の魚類が生息している。

下流域はのどかな田園風景が広がっており、宇多川河口に位置する松川浦は、淡水と海水が混ざる汽水域にヨシ原が形成される独特な環境を有する。

また、流域内には中村城跡等の歴史文化的な遺産が多く残っている。河道改修が必要になる箇所については、現状の河川環境及び歴史的文化的な環境を維持・保全することが課題である。

イ. 目標

河川整備の際には、以下の事項に配慮し整備を行うことを目標とする。

整備該当地区周辺に生息・生育する動植物の特徴を十分に把握し、それらに配慮した整備として、矢板護岸¹²で固めない土羽構造¹³や切土面を緩く掘削する。

また、歴史的文化的環境の保全と河川の役割を保ちながら機能を維持しつつ、人々の憩いの場・潤いの場となる川づくりを行い、人々が水辺に親しみやすい水辺空間を確保する。

¹² 矢板護岸：矢板（板状の杭）を地中に打ち込んで作られる護岸。

¹³ 土羽構造：盛土によってできた斜面（法面）のことで、斜面が崩れないように、土を突き固めたり、芝を貼ったりして仕上げた構造。

3. 計画対象期間及び対象区間

(1) 計画対象期間

本整備計画の目標を達成するための対象期間は次の通りとする。

計画対象期間：概ね 30 年

(2) 計画対象区間

本整備計画は、宇多川水系の法指定区間（福島県管理区間）を対象とする。

表一 3 計画の対象とする区間

No.	河川名	本支川	区間	流域面積 (km ²)	延長 (km)
1	宇多川	本川	河口～県管理区間	86.3	38.7
2	玉野川	一次支川	本川合流点～県管理区間	20.0	8.1
合計				106.3	46.8



図一 4 整備計画対象区間

第2 河川の整備の実施に関する事項

河川の整備にあたっては、河川環境に適応する動植物の生息・生育環境を再確認した上で、自然環境・社会環境等に配慮し、住民との合意形成を図りながら河川整備を進める。特に動植物の生息・生育環境の維持・保全を重視するとともに、水質・底質・水際の植生、及び河川景観の維持に努める。

1. 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに該当河川工事の施行により設置される河川管理施設¹⁴の機能の概要

本整備計画において実施する河川工事は、相馬市市街地における洪水被害、津波・高潮・波浪の防止・軽減を目的に、表－4に示す箇所について築堤・掘削による河積¹⁵の増大を図った河川改修を実施する。

施工にあたっては、河川環境の現状を再確認した上で、現状の河川景観、水質、底質、水際の植生を重視するなど、自然環境・社会環境等に配慮し、住民との合意形成を図った整備を行う。

表－4 本計画期間内の河川整備一覧表

	河川名	工事実施区間	区間延長
①	宇多川	河口～天神前橋	7.0km
②	宇多川	天神前橋～堀坂橋	2.2km



図－5 河川整備計画における工事実施区間

¹⁴ 河川管理施設：流水の氾濫等を防ぎ、軽減するために河川管理者が行う河川工事として設置し、管理する構造物。

¹⁵ 河積：河川の断面（河道断面）において水が流れることのできる面積。

河口から堀坂橋までは、洪水による災害発生の防止又は軽減を図るため、築堤及び河道掘削等により整備を行う。

令和元年東日本台風(台風第19号)により破堤氾濫を伴う大きな被害が発生していることから、再度災害の防止を第一に考え、低水路蛇行部の是正等、高水敷の造成及び低水路の掘削を中心とした^{みおすじ}濬筋¹⁶の変更を行う。

河川整備にあたっては、水衝部の保存に極力配慮するとともに、干潮時や濁水時におけるウグイ、アユ、スナゴカマツカ、ヒガシシマドジョウ等の遡上・降下を可能にする水深を確保する。特に下流部では矢板護岸で固めない土羽構造とし、切土面を緩く掘削し、ヨシ、オギ等の植生が繁茂する地盤の表土を覆土することにより、水際の植生を早期に復元し、現在のような田園風景と融合した河川景観を創出する。

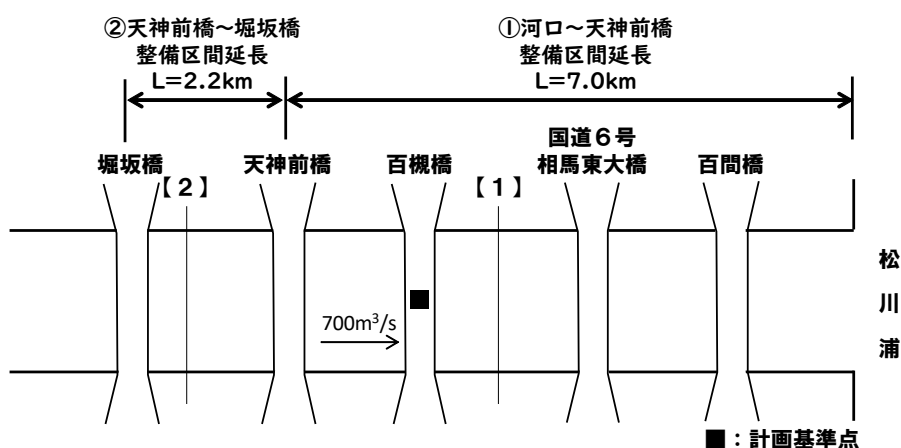


図-6 河川整備区間流量配分図

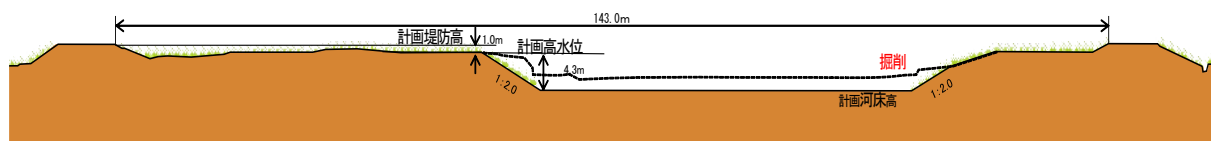


図-7 計画横断面図 (【1】百槻橋下流)

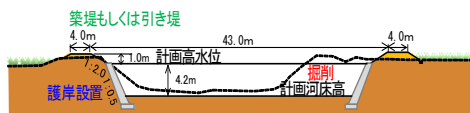


図-8 計画横断面図 (【2】堀坂橋下流)

¹⁶ 濬筋：平常時に流水が流れている道筋。

2. 河川の維持の目的、種類、施行の場所

(1) 河川の維持の目的

河川の維持管理は、河川のもつ特性や沿川の土地利用状況を踏まえつつ、「洪水等による災害の発生の防止」「流水の正常な機能の維持」「河川の適正な利用と保全」及び「河川環境の整備と保全」の観点から総合的に行う。

(2) 河川の維持の種類、施行の場所

ア. 災害の発生を防ぐための日々の管理

(ア) 河川管理施設の維持管理

堤防・護岸・落差工¹⁷等の河川管理施設を良好な状態に保全し、施設の本来の機能が発揮されるように、漏水・亀裂の有無などの状態を点検し、補修するなど計画的に維持管理を行い、必要に応じて施設の老朽化対策や長寿命化及び機能向上を図る。

河道内の堆砂については、河川巡視や各種協議会等を通じて状況を把握するとともに、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響を踏まえ、各河川において目標とした規模の洪水が発生した場合に人家への影響が出ないように、計画的な浚渫^{しゅんせつ}¹⁸・伐採等を行うことで河道内の保全に努める。

また、植生の繁茂については、市と連携のもと、地域団体や河川愛護団体と協力して草刈りを実施し、除草機械の貸出しや作業を軽減できる自走式の除草機械の導入拡大により省力化に努める。

樋門^{ひもん}¹⁹などの維持管理については、緊急時に正常に作動するよう定期的に点検し、必要に応じて補修を行う。また、施設の操作員に対する安全管理や操作方法等の講習会を実施するとともに、的確な操作が実施できるような操作環境や操作体制の改善を必要に応じて行う。

¹⁷ 落差工：河床（川底）の高さや河床勾配（川の傾き）を安定させるために、河川を横断して設けられる施設の内、落差がある施設。

¹⁸ 浚渫：川底の土砂やヘドロを取り除くこと。

¹⁹ 樋門：取水または排水等のため、堤防を横断して設けられ、洪水時はゲートを全閉し、河川の逆流を防止する施設。

(イ) 許可工作物²⁰の維持管理

平常時の河川巡視等において許可工作物の状況を把握し、維持管理上の支障となることが予想される場合は、許可工作物の管理者に速やかに点検、修理等を実施するよう指導監督する。

(ウ) 河川情報の管理

流域内の降雨や河川の水位、流量、水質などの河川情報は、洪水時の避難や渇水時の節水などを判断する基礎情報となることから、これらを観測、収集して情報の管理を行う。

(エ) 水による事故の防止

関係機関や地域住民と連携し、河川の危険性に対する啓発と危険個所の周知を行い、水による事故の防止を図る。

イ. 洪水管理

(ア) 洪水情報の提供

洪水時には降水量、河川水位・流量等の河川情報を監視、収集し、防災関係機関（市町村、報道機関、消防、警察等）に対して迅速かつ性格で確実な洪水情報の提供を図るとともに、その情報を公表する。

(イ) 出水時の巡視、点検

河川管理施設の状況及び異常発生の有無を把握するため、洪水により被害の発生が予想される場合は河川の巡視を行う。

²⁰ 許可工作物：流水を利用するため、あるいは河川を横断する等のために河川管理者以外の者が許可を得て設置する工作物。

ウ. 地震対策

気象庁が発表する震度が所定の値以上の場合には、速やかに震度や災害の規模に応じた体制を確保し、河川管理施設等の点検や情報伝達手段を確保するとともに情報収集に努める。

また、河川管理施設等に被害が発生した場合には速やかに応急復旧作業を実施する。

エ. 水量、水質への対応

(ア) 水量、水質の監視

地域の方々や関係部局との連携による水量・水質の監視や水道事業者との調整等により、現在の水環境の維持に努める。

(イ) 水質事故への対応

有害物質が河川に流出する水質事故は、生息・生育する動植物だけでなく、水利用者にも多大な影響を与える。このため、平時には汚染源に関する情報収集を行うとともに、関係部局との連絡体制の強化及び水質事故訓練等を行う。

また、水質事故発生やその恐れがある場合には、関係部局や市と連携しながら迅速かつ適切な対応を図る。

(ウ) 流水の正常な機能の維持

地域の方々や関係部局との連携により、湧水協議会の設置と活用、河川パトロールの実施、流域に対する啓発活動等の施策を実施に移し、流水の正常な機能の確保に努める。

オ. 廃棄物、土砂、車両等の不法投棄の防止

関係機関と連携を図り、地域と一体となった一斉清掃等の美化運動の実施、河川巡視の強化、警告看板の設置等により、廃棄物、土砂、車両、船舶等の不法投棄の未然防止に努める。不法投棄を発見した場合は、ただちに原因者を特定し撤去させるものとする。

カ. 河川空間の適正な利用と保全に関する事項

河川空間は、地域の方々が身近に自然にふれあい、生活に潤いをもたらすための大切な空間であり、堤内外の連続性や、親水性を確保するよう努める。

河川愛護の啓発・普及・推進に努め、河川に関する広報活動を強化するとともに、川・サポート²¹制度の検討など、地域の方々と連携して河川美化運動等を実施する。

キ. 気候変動への対応

気候変動により洪水等の外力が増加することが予測されていることや、異常渇水の発生や河川環境への影響も懸念されている。このことを踏まえ、流域の降水量、降雨の時間分布・地域分布などについてモニタリングを実施し、経年的なデータの蓄積に努め、定期的に分析・評価を行い、治水、利水、河川環境の整備と保全、災害対策に対して、蓄積されたデータを今後の事業に活用していく。

(3) 災害復旧及び局所的な対応（流域治水型の災害復旧）

洪水による河川氾濫等により小規模な家屋浸水被害が発生した箇所（これまで浸水被害が発生した箇所に加え、今後の降雨により浸水被害が発生する恐れのある箇所も含む）については、流域の地形特性や過去の災害発生状況、上下流・本支川バランス等を踏まえ、緊急性や優先度を考慮し、被災原因に応じた災害復旧や局所的な手当を行うことにより、家屋浸水被害の防止又は軽減を図る。

具体的には、特殊堤²²、河道掘削、河川法線²³の是正及び被災要因となった構造物の改築などを行う。また、関係機関や地域の理解等も踏まえ、整備後の浸水被害防止区域²⁴等も適宜設定する。

²¹ 川・サポート制度：河川美化清掃等のボランティア活動を河川管理者が支援する取組。福島県が平成13年度より行っている制度で、県内各地域で70団体（令和7年4月時点）が参加。

²² 特殊堤：コンクリートや鋼矢板（板状の鉄）などで造られた堤防。

²³ 河川法線：河川の計画上、流れるところの中心を結んだ平面的な形状を表す線。

²⁴ 浸水被害防止区域：特定の河川の洪水や氾濫による浸水被害の発生を未然に防止・軽減するために特定都市河川浸水被害対策法に基づいて自治体が指定する区域。

3. その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

(1) 河川情報の提供に関する事項

ア. 河川愛護の啓発等に関する情報提供

持続的に河川環境を保全していくためには、広く河川愛護の精神を啓発する必要があることから、河川環境、美化活動の実態、イベント開催等の河川に関する情報を、市と連携し SNS 等のあらゆるメディアを活用し積極的な広報に取り組む。

イ. 洪水時に向けた情報提供

平常時から水防団をはじめとした地域の方々に対してハザードマップを周知するとともに、洪水時の避難判断の参考となる河川監視カメラや水位計の活用を促す。また、防災意識の高揚を図るための広報活動（ふくしまマイ避難ノート等）を行っている防災関係機関へ災害関連情報を提供するなど連携を図る。

さらに、洪水時の河川情報（降水量、水位）の収集を行い、「福島県河川流域総合情報システム」等により地域の方々に速やかに分かりやすい形で発表するとともに、関係機関に対しても洪水情報を迅速に提供する。



図-9 ふくしまマイ避難ノート



図-10 福島県河川流域総合情報システム

(2) 地域や関係機関との連携に関する事項

ア. 流域治水の推進

気候変動により激甚化・頻発化する水害に対し、計画規模を超える洪水や、整備途中において洪水が発生した場合でも、浸水被害の軽減を図るため、あらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策を行う「流域治水」の取り組みを推進する。

イ. 生物多様性の保全・回復に関する連携

「ふくしま生物多様性推進計画」を参考に、関係機関等との連携により生物多様性の保全・回復に向けた取り組みを行う。

河川整備の実施にあたっては、継続的に現地調査及び「ふくしまレッドリスト」や関係機関への照会により保護すべき動植物の生息・生育情報の必要な情報を確認するとともに、希少種への影響を回避する場合は、専門家にヒアリングを行い、必要な対策を講じる。



図-1-1 ふくしま生物多様性推進計画

ウ. 洪水時の連携

沿川市町村の住民避難の判断や、防災対策に資するため、河川管理者と防災関係機関（国、県、市町村、報道機関、消防、警察、通信等）との連携を強化し、防災情報の共有や情報伝達体制の拡充に努める。

エ. 河川整備の効果的、効率的な実施

効率的な事業実施を行うため、新技術等を活用したコスト縮減により事業の迅速化を図るとともに、本整備計画策定後の各種施策等の実施にあたっては、専門家等の意見を聴取し必要に応じて計画のフォローアップを行う。